

許可番号 第00720007813号

産業廃棄物処分業許可証

住 所 福島県福島市野田町六丁目8番36号

氏 名 株式会社二瓶商店
代表取締役 二瓶浩幸

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

福島県知事 内 堀 雅 雄



許 可 の 年 月 日 平成30年 3 月 20 日

許 可 の 有 効 年 月 日 平成31年 7 月 15 日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

中間処理（破砕、圧縮、溶融）

(2) 産業廃棄物の種類

ア 中間処理（破砕）に係るもの

①廃プラスチック類②木くず③繊維くず④金属くず⑤ガラスくず、コンクリートくず
（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず
（これらのうち石綿含有産業廃棄物、自動車等破砕物、水銀使用製品産業廃棄物及び
特別管理産業廃棄物であるものを除く。） 以上5種類

イ 中間処理（圧縮）に係るもの

①廃プラスチック類②紙くず
（これらのうち石綿含有産業廃棄物、自動車等破砕物、水銀使用製品産業廃棄物及び
特別管理産業廃棄物であるものを除く。） 以上2種類

ウ 中間処理（溶融）に係るもの

廃プラスチック類
（石綿含有産業廃棄物、自動車等破砕物、水銀使用製品産業廃棄物及び特別管理産業
廃棄物であるものを除く。） 以上1種類

2 事業の用に供するすべての施設

裏面及び別紙記載のとおり

3 許可の条件

4 許可の更新又は変更の状況

新規許可年月日 平成26年 7 月 16 日

変更届出年月日 平成30年 2 月 20 日 （廃プラスチック類の破砕施設の処理能力の変更）

変更許可年月日 平成30年 3 月 20 日 （中間処理（破砕）の取扱品目に木くず、繊維くず、金属くず及びガラスくず等を追加）

5 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無

有・無

事業の用に供するすべての施設

(1) 中間処理（破砕）に係る施設

処理施設の種類の	廃プラスチック類の破砕施設（政令第7条第7号施設） （日本シーム株式会社製 洗淨粉砕機CIM-1050W）		
処理する産業廃棄物の種類の	①廃プラスチック類②木くず③繊維くず④金属くず⑤ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず		
処理能力	廃プラスチック類	7.5 t/日	（12時間）
	木くず	4.8 t/日	（12時間）
	繊維くず	4.8 t/日	（12時間）
	金属くず	4.2 t/日	（12時間）
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	4.2 t/日	（12時間）
設置年月日	平成26年 4 月 1 4 日		
許可年月日	平成26年 3 月 2 8 日（北振P第26号）		
設置場所	福島県本宮市和田字関宿10番1		

(2) 中間処理（圧縮）に係る施設

処理施設の種類の	産業廃棄物の圧縮施設 （AVERMANN社製 圧縮梱包機AVOS108）		
処理する産業廃棄物の種類の	①廃プラスチック類②紙くず		
処理能力	19.2 t/日（24時間）		
設置年月日	平成26年 4 月 1 4 日		
許可年月日	平成26年 3 月 2 8 日（北振S第27号）		
設置場所	福島県本宮市和田字関宿10番1		



(3) 中間処理（溶融）に係る施設

処理施設の種別	廃プラスチック類の溶融施設 (日本海洋株式会社製 減容機SPB-80)
処理する産業 廃棄物の種別	①廃プラスチック類
処理能力	1.92 t/日 (24時間)
設置年月日	平成26年4月14日
許可年月日	平成26年3月28日 (北振S第28号)
設置場所	福島県本宮市和田字関宿10番1

以下余白

